

川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針

～持続可能な水泳授業の在り方について～

令和8年3月

川崎市教育委員会

目次

1. 改定の背景と目的	… 3	5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方	… 12
2. 現状	… 4	(1) 水泳授業の在り方について	… 12
(1) 水泳授業について	… 4	(2) 民間活力活用の考え方の見直しについて	… 16
(2) 本市の学校プールの状況について	… 5	(3) 利用しなくなった学校プールの扱いについて	… 20
(3) 維持管理費等について	… 6	6. 今後の取組	… 21
3. 課題	… 7	(1) 民間プール等の活用方法の方向性	… 21
(1) 学校プールにおける指導上の課題について	… 7	(2) 教員の指導力向上に向けた検討	… 22
(2) 学校プールにおける管理上の課題について	… 9	(3) 学校プールを使用する水泳授業の実施時期の 柔軟な計画に向けた検討	… 22
(3) 現行方針の取組から見えてきたこと	… 10	(4) 移動手段の確保	… 22
4. 課題解決に向けた方向性の整理	… 11	(5) 安全教育の充実等に向けた検討	… 22
(1) 学校水泳授業在り方検討委員会の設置	… 11	(6) 民間プール等を活用したことの効果検証	… 22
(2) 課題解決に向けた3つの方向性	… 11	7. 参考資料	別冊

1. 改定の背景と目的

- 本市において、これまで学校プールの新設・更新等のニーズがある場合は、「学校プールの効率的な運用・整備の推進」（令和3年8月策定）に基づき、市民プール、民間プール又は隣接校プールの活用を検討し、活用できるプールがない場合のみ学校内にプールを整備することとしてきました。
- その一方で、**近年の水泳授業を取り巻く環境は、猛暑等による計画的な授業の実施への影響**や、学校における働き方改革に伴う教職員のプール管理業務の負担軽減の必要性、学校プールにおける水の流出事故の発生その他全国的な水難事故の増加など様々な課題を抱えています。
- これらの課題を踏まえて、今回、現行の方針内容を見直し、より安全安心な環境の下で、児童生徒の水泳に関する資質・能力を育成するための取組を盛り込み、表題を「川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針～持続可能な水泳授業の在り方について～」として、改定することとしました。
- なお、本方針は本市の施策の方向性を示す「川崎市総合計画」及び本市の教育に関する基本計画である「かわさき教育プラン」で示す目的等に基づくとともに、「学校施設長期保全計画」「未来を育む学校サポートプログラム（第3次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針）」「川崎市立学校熱中症対策指針」「学校水泳プールの安全管理マニュアル」の内容を踏まえた方針とします。

2. 現状

(1) 水泳授業について

- ・ 水泳授業は、小学校及び中学校の**学習指導要領解説に、目標や意義等が示されており、本市でも、各学校において指導計画を作成し、プールでの実技指導を中心に授業を行っています。**

水泳運動系は、水の中という特殊な環境での活動におけるその物理的な特性（浮力、水圧、抗力・揚力など）を生かし、浮く、呼吸する、進むなどの課題を達成し、水に親しむ楽しさや喜びを味わうことのできる運動

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編（平成29年7月）（抜粋）

水泳は、クロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライなどから構成され、浮く、呼吸をする、進むなどのそれぞれの技能の組合せによって成立している運動で、それぞれの泳法を身に付け、続けて長く泳いだり、速く泳いだり、競い合ったりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編（平成29年7月）（抜粋）

2. 現状

(2) 本市の学校プールの状況について

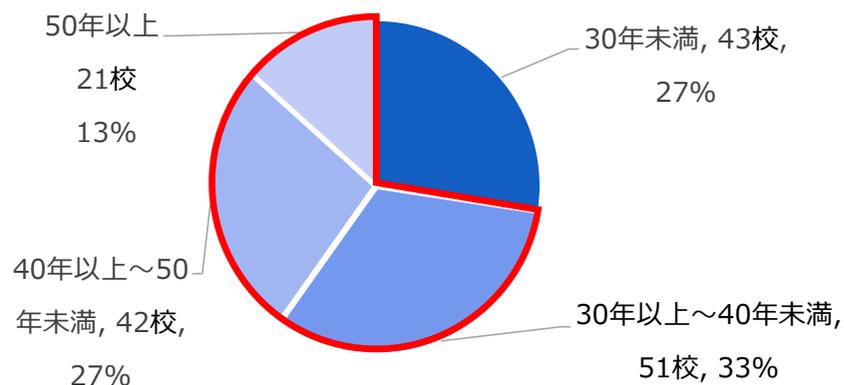
① 学校プールの老朽化の状況

- 本市における学校プールは、小学校111校（全115校中）・中学校46校（全52校中）に設置されていますが、**全体の約70%の114校が築後30年以上経過しています**。学校プールの耐用年数は、一般的に30年（※）とされており、既に、多くのプールが老朽化している状況です。

※参考：財務省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

② 学校プールの設置場所等

- プールを設置している学校のうち、校庭の一部に平置きされたプールが88校、屋上等に設置されたプールは69校となっています。また、**平置きプールのうち、24校が、他のプールと比べてプールの管理に時間と労力を要する、ろ過機が未設置の学校**であり、その築年数は全て48年以上となっています。



【小中学校のプール施設設置経過年数（令和7年4月時点）】

	小学校	中学校
平置き（ろ過機なし）	21	3
平置き（ろ過機あり）	49	15
屋上等	41	28
未設置	4	6
合計	115	52

【小中学校のプールの設置場所等（令和7年4月時点）】

2. 現状

③ 学校プールの日常管理

- ・ プールの管理については、**水位調整など授業準備にかかる日常的な作業は教職員が行っており**、最初の水泳授業が始まる前の清掃や点検等は、一部を除き委託業者により行われています。

ア 教職員による作業

プール清掃前後の給排水（学年に合わせた水位調整、水の入替え、消毒薬の散布、水温・気温計測等）

イ 業者委託による作業

プール清掃（小学校のみ業者委託による実施、中学校は学校教職員等で実施）、電気設備関係・ろ過機の点検、可動床の点検・清掃等

④ 学校プール施設の整備

- ・ プールの施設整備については、**標準的な仕様を次のように整理しております。**

ア 現行のプールの標準的仕様（温水機能無し）

- ・ プール槽、プールサイド、日除け、更衣室、トイレ、シャワー、囲障、ろ過機等、全て更新（目隠し等が必要な場合は検討）
- ・ プールの給水方法は流量の異常を感知し制御できるもの

イ 校舎再生整備

- ・ ろ過機については、老朽化した機器を順次更新整備

(3) 維持管理費等について

- ・ 学校プールを毎年授業ができる状態に維持するためには、維持管理費、施設整備費などが必要です。
- ・ **維持管理費については、1校当たり年間約392万円の支出**があります。
- ・ 施設整備費については、建替時の費用（イニシャルコスト）として約4億円、また、維持管理の費用（ランニングコスト）として、約2千万円（プールを50年間使用した場合の合計額）の支出が見込まれます。

3. 課題

小・中学校全校を対象とした実態調査（令和7年度実施）を行ったところ、現在の水泳授業における課題は以下のとおりとなりました。

(1) 学校プールにおける指導上の課題について

① 着実な授業時数の確保

- ・ 小学校は、約9時間の計画に対し約8時間の授業を実施しています。
- ・ 中学校は、1, 2年生は約7時間強の計画に対し、約7時間弱の授業を実施しており、3年生は、選択制のため授業時数を多く設定されています。
- ・ 小学校の約80%、中学校の約52%が「天候の影響を受けやすいため計画的な学習を進められない。」と回答しており、**天候（雨天や高温）による中止により、計画的な授業実施が難しい状況があり、着実な授業時数の確保が課題となっています。**

【計画時数及び実施時数の平均（1時間授業＝小学校は45分、中学校は50分）】

	計画時数の平均	実施時数の平均
小学1・2年生	9.3	7.9
小学3・4年生	9.1	7.9
小学5・6年生	9.1	7.9

	計画時数の平均	実施時数の平均
中学1年生	7.6	6.9
中学2年生	7.3	6.6
※中学3年生	10.6	9.6

※中学3年生は水泳の単元が選択制のため年間で取り扱う単元の数が少ないことから、他学年より時数を多く設定することが一般的です。

3. 課題

②水泳授業における指導及び監視体制の確保

- ・ 指導及び監視体制を確保するために、小学校では大半の学校でクラス数 + 1 名以上の人数を計画しています。中学校では、基本的には校内の保健体育科の教員が複数で指導及び監視に当たっています。
- ・ 小学校においては、**人員不足によって指導体制の確保が困難**であるという課題が挙げられています。

③見学者の学習環境の確保

- ・ 諸事情により授業を見学せざるを得ない児童の学習場所については、半数以上の小学校が屋内に変更するなど暑さ対策を必要としている状況です。

④安全確保につながる運動の重要性

- ・ 学習指導要領において、小学校高学年の「安全確保につながる運動」の中に、**服を着たまま水に落ちた際の対処を学ぶ一つして「着衣泳」があり、積極的に取り扱うもの**と示されていますが、令和6年度に実施した市立小学校は82校でした。
- ・ この「安全確保につながる運動」は、命に関わる水の事故等を防ぐ観点から重要なものであると考えることから、本方針では、安全教育に関する考え方を明確にするとともに、全小学校での実施に向けた支援策を講じる必要があります。

3. 課題

(2) 学校プールにおける管理上の課題について

- 学校プールの管理を行う上での学校の課題については、小学校の約88%、中学校の約73%が「水泳授業の準備に時間、労力がかかる」ことを挙げており、**日常の清掃や水質管理、水位調整等の作業が負担**となっていることが考えられます。
- 小学校では、約81%の学校で、維持管理業務は学校全体で役割分担をしており、1日に約1時間10分を要しています。**特に、ろ過機未設置校では定期的な水の入れ換えを要するなど、水位調整や水質管理等が過度な負担となっている**ことが考えられます。
- プール開始前の清掃については、小学校では委託業者が行っていますが、中学校では教職員が行っており、負担に感じています。そのため、中学校においても業者委託による作業が求められています。
- 今後の水泳指導やプールの管理業務の在り方については、実態調査の結果によると、小・中学校ともに維持管理を業者に委託したいと考えており、小学校においては、外部施設を活用し、インストラクターの協力を得て水泳授業を実施したいという回答も、全体の約60%という結果であり、民間活力の活用の必要性があります。
- 文部科学省等から示された通知「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について（依頼）」（令和6年7月10日付け6文科初第885号）で、学校プールの管理業務に関する教師等の負担を軽減するための取組として、民間業者への委託や地域の公営・民営プールを活用することなどが示されていることから、当該通知の趣旨を踏まえた対応をとる必要があります。

3. 課題

(3) 現行方針の取組から見えてきたこと

- これまで、本市では現行方針の「徒歩又はバスでおおよそ10分圏内の市民プール等の活用」等の条件に基づき、民間プール等の活用を進めてきました。
- **実際に民間プール等を活用した成果として、天候に左右されずに授業が実施可能、プール維持管理業務の負担軽減等がありました。**
- 一方で、新たな課題として、現行方針が定める「徒歩又はバスでおおよそ10分圏内」という条件では、**活用可能なプールが学校周辺に限定されるため、移動時間の見直しや、それに伴い利用しなくなる学校プールの取扱いを検討する必要があること**などが見えてきました。

【民間プール等の活用状況（令和7年9月末時点）】

タイプ	実施校	備考
①市民プールの活用	小2校（西菅小・南菅小）	多摩スポーツセンター利用
②民間プールの活用	小7校（東小田小・新小倉小・大戸小・鷺沼小・西有馬小・久地小・南百合丘小）	施設利用・指導支援
③隣接校プールの活用	中1校（玉川中）	橘高等学校のプールを利用

4. 課題解決に向けた方向性の整理

(1) 学校水泳授業在り方検討委員会の設置

- 水泳授業における課題解決に向けて、庁内に「学校水泳授業在り方検討委員会」を設置し、教育委員会事務局と学校現場が、「授業内容をどのように充実させるか」、「プールの管理業務に係る教職員の負担をどのように軽減させるか」、「どのように効率的・効果的に実施するか」の3つの視点から、今後の水泳授業等の在り方について協議を行いました。

(2) 課題解決に向けた3つの方向性

- 学校水泳授業在り方検討委員会での協議を踏まえ、水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方を3つの方向性として整理し、それぞれの課題を解決していくこととしました。

課題解決に向けた3つの方向性

- 「水泳授業の在り方」
- 「民間活力活用の考え方の見直し」
- 「利用しなくなった学校プールの扱い」

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

これまでの課題を踏まえて、今後の水泳授業と、民間プール等の活用の在り方について、基本的な考え方を以下のとおりまとめました。

(1) 水泳授業の在り方

① 小学校段階を基本とした実技指導の実施について

- 小学校の水泳授業で扱う内容は、中学校以降の学習の土台となることや、水難事故防止の観点から、特に小学校段階において、水の特性に触れ、水泳の楽しさと必要感を味わう機会を確保することが特に重要と考え、**今後も学習指導要領に基づき、実技指導を基本とした授業を実施**するものとします。
- 天候の影響を受けることなく授業を確実に実施できるよう、**学校周辺に活用可能な屋内プール施設がある場合は、当該施設で授業を行うことができるように**します。また、当該施設のスタッフを監視員及びインストラクターとして配置し、指導及び監視体制の充実を図ります。
- **学校周辺に活用可能な屋内プール施設がない場合は、既存の学校プールを継続して使用**しますが、民間プール等を活用する学校との学習環境に差が生じないように、**外部の指導人材の派遣や施設の熱中症対策のための施設整備**などを行います。
- 中学校の水泳授業については、従来の学校プールでの授業を継続し、小学校における民間プール等活用の取組の効果検証を踏まえて、今後の授業の在り方を検討します。

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

②標準授業時数及び安全教育の計画の考え方について

水泳授業の時数について、これまでは各学校において計画していましたが、着実かつ計画的に実施するために、以下のとおり考え方を示します。

- 小学校の水泳授業の標準授業時数は、前述の実態調査の結果と単元目標の達成に必要な時数を考慮して、**低中学年は8時間（4回分）計画、高学年はいずれかの学年は10時間（5回分）計画**（学習指導要領の「安全確保につながる運動」における着衣泳を基本とした学習を計画を含む。）とすることを標準とします。

※上記標準授業時数は、**必要最小限の時数であり、学校や民間プールの実情に応じて8時間を超える計画も可**とします。

学年	技能の内容	標準授業時数
第1学年 第2学年	水の中を移動する運動遊び もぐる・浮く運動遊び	8時間（2時間続きの場合4回分）
第3学年 第4学年	浮いて進む運動 もぐる・浮く運動	8時間（2時間続きの場合4回分）
第5学年 第6学年	クロール、平泳ぎ 安全確保につながる運動	8時間（2時間続きの場合4回分） +高学年のいずれかで着衣泳等2時間（1回分）計画

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

③監視員やインストラクターの配置と役割について

水泳授業の指導及び監視体制に必要な人員確保のため、外部人材による監視員やインストラクターの配置を進めていきます。これに伴い、従来の教員のみでの指導及び監視体制から、外部人材と連携した体制に変わるため、それぞれの役割分担を明確にしておく必要があります。

- 水泳授業は、学習指導要領に基づき、教育活動の一環として実施するものであることから指導の主体は教員が務めます。外部人材であるインストラクターは、実施クラス数に応じた配置を基本とし、主に教員の指導補助の役割を担い、専門的な知見を活かした実技指導を行います。

内容	教員	監視員・インストラクター	【凡例】
単元指導計画の作成	◎	× 事前打合せで内容を共有する	◎：主担当 ○：副担当 ×：業務対象外
監視	○	◎	
指導	◎	○ 教員の指示の下、実技指導を行う	
見学者への指導	◎	○	
評価	◎	×	
事故やけが等の緊急対応	◎	○	

※インストラクターは、1クラスにつき1名配置し、基本的に教員とともに指導する。ただし、複数のグループに分かれて指導を行う際、教員数よりグループ数が多いときは、教員の指示の下、インストラクターのみで1つのグループを指導する場合もあり得る。

例：2クラス合同で行う授業において、児童を3つのグループに分けて指導する場合、2つのグループは教員及びインストラクターで指導するが、残りの1グループは、教員の指示を受けたインストラクターのみで指導を行う。

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

④その他

●児童の泳力を把握する方法の見直し

民間プール等や外部人材など民間活力の活用を進めるに当たり、インストラクターが児童の泳力を把握しやすくするため、保護者への水泳授業参加の可否確認と併せて児童の泳力を把握することができるよう、その項目例や把握方法を検討し、標準例を作成します。

●健康観察カード（プールカード）の見直し

水泳授業当日の児童生徒の健康状態について、保護者が行う朝の健康観察の結果を教職員に伝達するために「健康観察カード（プールカード）」等を紙に印刷し配布することが一般的ですが、その確認内容は学校ごとに異なることや、押印作業の負担軽減の観点から、項目例を作成するとともに、実施方法についても検討します。

●保護者等との協力体制の確立

学校と民間プール等を往復する際の引率補助や、学校プールでの授業で、担当学年以外の教職員で対応することが多い監視業務について、学校から保護者等へ協力依頼を通じて、より安全な指導体制の確保を図るものとします。

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

(2) 民間活力活用の考え方の見直しについて

① 民間プール等の活用の考え方

- ・ 民間プール等での授業実施については「徒歩又はバスでおおよそ10分圏内の市民プール等の活用を検討」としていましたが、資源確保のため民間プール等の活用の考え方を次のとおり見直します。

【民間プール等の活用の考え方】

- ・ 着実な授業時数の確保及び学校プールの管理業務の負担軽減のため、「**市民プールの活用**」「**民間プールの活用**」「**隣接校プールの活用**」それぞれの手法を小学校を優先して取組を進めます。
※中学校は小学校の環境整備の状況を踏まえ、授業の在り方を検討します。
- ・ **市民プールや民間プールの活用拡大に向けて、徒歩又はバスでおおよそ15分圏内にあるプールの使用を検討し、ない場合のみ、学校内にプールを整備します。**
- ・ 学校プール施設の維持管理コストや将来的な施設整備のコストも踏まえ、可能な限り負担を増やさない対応とします。

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

②民間プール等の活用によるコスト比較

民間プール等の活用を拡大することにより、従来よりも維持管理費、施設整備費などのコスト減を図ることができます。「学校プール継続使用」の場合、これまでと比べてコスト増になりますが、これはインストラクターの導入経費によるものであり、これにより教職員の負担軽減につなげることができます。また、他校の民間プールへの委託件数を増やすことで、全体では従来の学校プール使用よりコストを削減することができます。

●小学校1校当たりの水泳授業の年間コスト比較（試算）

※る過機未設置の学校の場合（過年度の実績等をもとに算出）



<凡例>

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| A 維持管理費 | 水道代、プール清掃委託費、営繕工事費等 |
| B 施設整備費 | プールの建替費用及び防水工事費 |
| C インストラクター派遣費用 | |
| D 学校プールの施設維持経費 | 解体までの施設維持に必要な経費（プール清掃委託料及び水道代） |
| E 民間プールへの業務委託費用 | 施設使用料、人件費、送迎バス代など |

※「学校プール継続使用」の場合、左記の費用に加えて、日よけの設置など熱中症対策に係る費用が発生するが、具体的な費用は、他都市事例を参考に今後試算する。

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

③民間プール等での実施可能な枠の拡大について

- ・ 民間プール等の授業実施については、主に給食前の時間帯や施設の休業日に占用して実施しているため、週に実施可能な枠が限定的です。今後は、午後の時間帯や、他の施設利用者の理解のもと、営業日にプールを共用するなど、事業者や学校と調整し活用拡大を進めていきます。

【例】月曜日が休業日の施設の場合

(現行)
時間わり表

	月	火	水	木	金
1					
2					
3	占用				
4	占用				
5					
6					

主に給食前の時間帯や施設の休業日に占用して実施のため、週に実施可能な枠が限定的



(見直し案STEP1)
時間わり表

	月	火	水	木	金
1					
2					
3	占用				
4	占用				
5	占用				
6					

給食後の午後の時間帯にも授業を実施することで枠の拡大が可能



(見直し案STEP2)
時間わり表

	月	火	水	木	金
1					
2					
3	占用	共用			
4	占用	共用			
5	占用	共用			
6					

他の施設利用者の理解のもと、プールを共用することにより、実施枠の更なる拡大が可能

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

④学校プールを継続して使用する学校への対応について

学校プールを継続して使用する学校については、民間プール等に移行した学校と同様により質の高い授業の実施、また**教職員のプール管理業務の負担を軽減するため、学習環境の改善**を図ります。

環境改善の例

- 学校プール施設の計画的な整備による環境改善について
熱中症対策のための日よけ設置、既存設備（シャワー）の更新などの検討を進めます。
- 水泳指導を行うインストラクターの導入
プール施設事業者や大学などから、学校へのインストラクター派遣を行います。
- 教職員によるプール管理業務の負担軽減
自動止水装置設置等の検討を進めます。

5. 水泳授業及びプールの在り方に係る基本的な考え方

(3) 利用しなくなった学校プールの扱いについて

- ・ 利用しなくなった学校プールについては、**除却等を計画的に行いますが、大半のプールが消防水利施設として登録されているため、代替となる防火水槽の整備も含め、関係部局との協議・検討を進めていきます。**
- ・ 除却が可能となった場合、プール跡地は、教育財産であることから、学校ごとに検討を行う必要がありますが、原則として、学校教育活動に資するかたち（例：運動スペースなど）での活用を前提に検討します。
- ・ また、利用しなくなった消耗品等（例：ビート板、プールフロアなど）は、自校プールを継続利用する学校での活用などを検討していきます。

6. 今後の取組

(1) 民間プール等の活用方法の方向性

小学校及び民間プール事業者へのヒアリングを踏まえ、今後のプールの活用の方向性を整理しました。今後は、次期川崎市総合計画及びかわさき教育プランに合わせて、令和11年度までにこれらの取組を進めていきます。

- ・ 民間プール等を活用する小学校を80校程度とし、学校及び事業者との調整を行います（民間プール等の状況により今後変動あり）。
- ・ 学校プールを継続使用する小学校を35校程度とし、指導を補助するインストラクター等を外部から派遣します。
- ・ 今後、社会状況の変化等により受入れ先である民間プール等が廃止された場合は、近隣の民間プールや学校プールを活用するなど代替手段を検討します。
- ・ 中学校については、学校プールを活用した授業を実施し、小学校の環境整備の状況に加え、実態調査の結果や未設置校の授業の状況等を踏まえ、今後、授業の在り方を検討します。

<小学校におけるプールの活用の方向性>

	令和7年度	令和11年度
民間プール等活用	9校	80校程度 ※今後変動あり
学校プール使用	106校	35校程度 ※今後変動あり

※現状、受入可能な民間プール等の数と学校プール築年数を基に活用方法の方向性を整理

6. 今後の取組

(2) 教員の指導力向上に向けた検討

水泳授業の授業改善に資するものとして、民間プール等に移行した際の授業実施の留意点等を示した「水泳授業の手引き」を作成し、教員の指導力の更なる向上のため、実技指導研修の機会の充実を図ります。

(3) 学校プールを使用する水泳授業の実施時期の柔軟な計画に向けた検討

これまでは、6月から7月までの間で水泳授業を行うことが一般的でしたが、民間プール等で授業を行う場合は当該施設側の都合を考慮した実施、また、学校プールでも近年の気候変動を踏まえ、状況によって5月に前倒ししたり、夏季休業明けの9月まで延長するなど柔軟な実施を行えるよう検討します。

(4) 移動手段の確保

民間プール等への移動にバスを使用する場合について、運転手不足等により、その確保が難しくなっていることから、路線バス事業者との連携などにより、移動手段の確保を行います。

(5) 安全教育の充実等に向けた検討

着衣泳など安全確保につながる運動の実施や見学者の学習環境の確保については、各校で工夫した取組が行われていますが、実施内容について差があるため、今後精査の上、効果的な指導方法を検討していきます。

(6) 民間プール等を活用したことの効果検証

教職員の負担軽減やコスト軽減、着実な授業時数の確保につながったか等の視点で効果を検証します。